平成２６年（フ）第１４１号
千葉県佐倉市井野1414番地４　グリーンハイツなみき201号
債務者　堀井　　晃
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２６年（フ）第４０６号
仙台市青葉区栗生２丁目８番地の24　ウエストヴィラ栗生202
債務者　三品ひとみ（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２６年（フ）第２０４号
埼玉県深谷市新戒410番地８、旧住所埼玉県深谷市上野台3404番地１　メゾン平井105号
債務者　村岡由香里
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２６年（フ）第３１号
埼玉県秩父市定峰28番地
債務者　島田　貴之
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２６年（フ）第４７５号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番２棟101号
債務者　松井　良房
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第５００号
千葉市若葉区千城台東１丁目27番１号　グランメールＡ―202号
債務者　加瀬　琴絵（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第５７８号
千葉県浦安市当代島１丁目４番３―504号　前田マンション
債務者　平野まり子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第５７９号
千葉県浦安市当代島１丁目４番３―504号　前田マンション
債務者　平野加津枝
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第２６５号
神奈川県厚木市下川入387番地７
債務者　沼田　一恵
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２６年（フ）第２７８号
神奈川県厚木市下荻野1293番地５　エクセル８―101
債務者　谷田川　修
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２６年（フ）第１９８号
静岡県三島市谷田・小山押切・1245番地の３　リヴェール101
債務者　西村　　悟（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２６年（フ）第４９８号
京都市南区吉祥院流作町35番地、前住所京都市南区吉祥院内河原町18番地16
債務者　藤本　正吉
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第５６４号
京都府城陽市枇杷庄知原10番地の７
債務者　早島　真祐
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第６２４号
京都市南区吉祥院東前田町13番地　セジュールエスポアール101号
債務者　村田　稔子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第７３１号
京都市伏見区深草野田町15番地　野田アパートＢ―３
債務者　新川　栄子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第７４７号
京都市右京区山ノ内池尻町６番地　四条グランドハイツ1033
債務者　吉田須佐夫
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第７４８号
京都市右京区山ノ内池尻町６番地　四条グランドハイツ1033
債務者　吉田セツ子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係